

産業厚生常任委員会資料

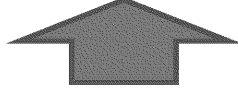
平成27年9月4日

福祉部社会福祉課

公の施設の指定管理(社会福祉課所管)の更新(案)について

(平成23年度～平成27年度)

番号	施設名称	指定管理者	事業内容	指定期間
①	加東市社福祉センター	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	施設管理事業 貸館事業	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
	加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポート やしろ		施設管理事業 (デイサービス事業)	
③	加東市滝野福祉センター「はびねす滝野」	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	施設管理事業 貸館業務 (デイサービス事業)	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
④	加東市東条福祉センター「とどろぎ荘」	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	施設管理事業 貸館事業 宿泊事業・浴場事業	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
			施設管理事業 (デイサービス事業)	
⑤	加東市東条デイサービスセンター			



(平成28年度以降)

公募・非公募	事業内容	指定期間
公募	施設管理事業 貸館事業	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日
	施設管理事業 (デイサービス事業)	
<p>用途廃止し、普通財産として貸し付ける。 ①福祉センターとしての機能は社福祉センターに集約 ②普通財産として加東市社会福祉協議会に貸付けし、当該協議会がデイサービス事業を継続する。</p>		
<p>現行の指定期間「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成30年2月28日まで」に変更する。期間満了後、次期指定管理者による運営(5年間)とする。 (業務内容は施設管理事業、貸館事業、浴場事業)</p>		
<p>用途廃止し、普通財産として貸し付ける。 ①普通財産として加東市社会福祉協議会に貸付けし、当該協議会がデイサービス事業を継続する。</p>		

◆加東市社福祉センター並びに加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポート やしろの指定管理について

1 施設の概要

(1) 加東市社福祉センター

所在地	兵庫県加東市社 26 番地
開設年月日	昭和 47 年 平成 9 年 (増築)
構造	鉄筋コンクリート地上 2 階建
建物面積	1,903 m ²
主な施設内容	1 階 事務室、会議室、和室、調理室 2 階 会議室等
主な事業内容	施設管理事業、貸館事業

(2) 加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ

所在地	兵庫県加東市社 2 5 番地
開設年	平成 8 年
構造	鉄筋コンクリート地上 2 階建
建物面積	1,256 m ²
主な施設内容	1 階 デイサービスエリア (日常動作訓練室・厨房・食堂・浴室等)、 事務室 2 階 会議室等
主な事業内容	施設管理事業、デイサービス事業

2 施設の設置目的及び現状

(1) 施設設置目的

① 加東市社福祉センター

本施設は、住民の健康増進、教養の向上及び生活文化の向上のため、地域住民に対し各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション、生活文化の維持向上のために便宜を供与するとともに総合的な福祉事業を行うことを目的としている。

② 加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ

本施設は、老人デイサービス事業や障害者等の日常生活支援事業を行うことを目的としている。

(2) 施設の現状

① 加東市社福祉センター

本施設には加東市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）の本部が設置されており、

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などの運営を行っている。

② 加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ

本施設は、社会福祉協議会が社地域を圏域とした老人デイサービス事業を行い、また、居宅介護支援事業所を設置し、老人福祉サービスの重要な施設となっている。

また、市が社会福祉協議会へ委託し当施設で行っている障害児タイムケア事業では、障害をもつ中学生・高校生を対象に日中活動の支援と保護者の就労支援を目的とした、下校後の活動場所を確保している。

※加東市社福祉センター並びに加東市老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろは、施設維持管理（空調、上下水道等）を一体的に行っている。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
平成27年9月8日	募集要項の公告、配布（～10月7日）
公告日から9月28日まで	質問事項の受付期間
9月15日	説明会申込み締切日
9月24日	説明会
10月7日	申請書の受付日
10月8日から20日	一次審査（書類審査）
10月28日	一次審査結果通知
11月2日	二次審査（プレゼンテーション）
11月10日	二次審査結果通知及び不服申し立て（3日間）
12月中旬	市議会の議決

平成28年1月	指定管理者の指定告示
1月下旬	告示終了後指定管理者に指定通知書を送達
2月から3月	業務の引継ぎ
4月1日～	管理業務開始

◆加東市東条福祉センター「とどろき荘」の指定管理について

1 施設の概要

所在地	兵庫県加東市岡本1571番地1
開設年月日	昭和47年 平成5年（増築）
構造	鉄筋コンクリート地上2階建
建物面積 （リニューアル前）	3,610.8㎡
施設内容 （リニューアル後）	1階 事務室、談話室、多目的ホール、大浴場 2階 公民館施設
主な事業内容 （リニューアル後）	施設管理事業（2階フロア除く）、貸館事業（1階多目的ホール）、浴場事業
その他 （特記事項）	<p>① 東条福祉センター「とどろき荘」のリニューアル工事は下記内容を予定しています。</p> <p>（工事内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊部分を廃止し、東条公民館（2階）を統合します。 ・ 玄関側の旧館を取壊し撤去します。 ・ 50t貯湯槽を2基から1基に減らし、浴槽はサウナを含め男女合わせ6槽とします。 <p>② 過去の入浴者数は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度：86,450人 ・ 平成23年度：87,044人 ・ 平成24年度：82,022人 ・ 平成25年度：73,951人 ・ 平成26年度：73,469人

2 平成28年度からの指定管理について

次期指定管理者の選定については、施設改修の内容が具体的に示せる時期に行い、指定管理の開始については、施設改修後の供用を開始する時期とすることが適当である。

このため、供用開始までの間は、現指定管理者を継続して指定することが最良である。

また、休館中の施設管理については、現施設を熟知している現指定管理者が行うことの方が効果的である。

よって、その方法として、「公の施設の指定管理者の指定の件（加東市東条福祉センター「とどろき荘」加東市東条デイサービスセンター）」について、平成22年12月22日に議決された指定期間を変更することを考えている。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
平成27年12月中旬	市議会の議決（指定期間の変更）
平成28年度	設計業務委託
平成29年6月から平成30年2月	工事
平成29年9月上旬	募集要項（次期指定管理者）の公告
10月下旬	プレゼンテーション
12月中旬	市議会の議決（次期指定管理者）
平成30年1月	指定管理者の指定告示
1月から2月	業務引継ぎ
3月	リニューアルオープン 次期指定管理者による管理運営開始